

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

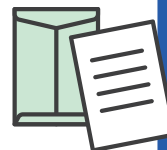
（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギヤマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**



日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>

全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



家計のお悩み

してみませんか？

相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

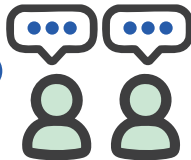


もし被害にあったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

福岡財務支局(多重債務相談窓口) 月～金(年末年始除く) 9:00～17:00	092-411-7291
佐賀財務事務所 毎月第3水曜日 13:00～15:30(要事前予約)	0952-32-7161
佐賀県消費生活センター 月～日(年末年始除く) 9:00～17:00	0952-24-0999
消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の 消費生活相談窓口をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 月～金(年末年始除く) 10:00～12:40、14:00～16:40	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル 月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～21:00 土9:00～17:00	0570-078374
佐賀県弁護士会「消費者問題専門相談(クレジット・サラ金含む)」 ※電話で受付・面談による相談(無料) 佐賀地区 月～金(祝日除く) 武雄・伊万里地区 火(祝日除く) 唐津地区 火(祝日除く) 鳥栖地区 随時	0952-24-3411 0955-73-2985

佐賀県司法書士会 月曜・木曜日18時～20時(祝日年末年始除く)	0952-29-0635
-------------------------------------	--------------

事業者向け相談窓口

佐賀県商工会議所連合会 平日9:00～12:00、13:00～17:00	0952-24-5155
佐賀県商工会連合会 平日8:30～17:15	0952-26-6101
佐賀県中小企業団体中央会 平日8:30～17:00	0952-23-4598
佐賀県信用保証協会 平日9:00～17:00	0952-24-4341
法テラス・サポートダイヤル 月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～21:00 土9:00～17:00	0570-078374

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター

ひまわりほっとダイヤル

※電話で受付、面談による相談。
※地域により無料相談実施状況が異なりますので、
お電話の際にご確認下さい。
月～金(祝日除く)10:00～12:00、13:00～16:00

0570-001-240

佐賀県司法書士会

月曜・木曜日18時～20時(祝日年末年始除く)

0952-29-0635

市区町村の相談窓口

佐賀市	消費生活センター	0952-40-7087
唐津市	消費生活センター	0955-73-0999
鳥栖市	消費生活センター	0942-85-3800
多久市	商工観光課	0952-75-2117
伊万里市	消費生活センター	0955-23-2136
武雄市	消費生活センター	0954-23-9500
鹿島市	商工観光課	0954-63-3412
小城市	消費生活センター	0952-72-5667
嬉野市	観光商工課	0954-42-3310
神埼市	商工観光課	0952-37-0107
吉野ヶ里町	商工観光課	0952-37-0350
基山町	住民課	0942-85-8171
上峰町	総務課	0952-52-2181
みやき町	産業支援課	0942-96-5545
玄海町	住民課	0955-52-2157
有田町	住民環境課	0955-46-2114
大町町	企画政策課	0952-82-3112
江北町	地域づくり課	0952-86-5618
白石町	商工観光課	0952-84-7123
太良町	商工観光課	0954-67-0312

※市町によって相談曜日・時間が異なります。各窓口でご確認ください。